



熊本県公報

第11868号
平成21年12月18日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援総室) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (//) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (//) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (//) 2
- 定数漁業の許可及び起業の認可…………… (水産振興課) 2
- 公平委員会の事務の委託の廃止…………… (市町村総室) 2
- 公平委員会の事務の委託の廃止…………… (//) 2
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 2
- 道路の供用開始…………… (//) 3
- 道路の供用開始…………… (//) 4
- 保安林の指定の解除…………… (森林保全課) 4
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定事項の変更…………… (障害者支援総室) 4
- 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定…………… (//) 4
- 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定…………… (//) 5
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援総室) 5
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (//) 5
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (//) 5
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (//) 6
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… (障害者支援総室) 6
- 特定旧法指定施設に係る指定の辞退…………… (//) 6

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく届出…………… (商工政策課) 6
- 換地計画の決定…………… (農村整備課) 7
- 土地改良区清算人の就任…………… (農村計画・技術管理課) 7
- 熊本県病院事業業務状況の公表…………… (障害者支援総室) 7
- 土地改良区役員の退任…………… (農村計画・技術管理課) 15
- 道路の位置指定の公告…………… (建築課) 16
- 平成22年熊本県歯科技工士国家試験の実施…………… (医療政策総室) 16

告 示

熊本県告示第1108号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成21年12月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
安穏の里デイサービスセンター 鹿本郡植木町大字滴水212	株式会社藤院	平成21年12月8日

熊本県告示第1109号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成21年12月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
安穏の里デイサービスセンター 鹿本郡植木町大字滴水212	株式会社藤院	平成21年12月8日

熊本県告示第1110号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成21年12月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
安穏の里訪問介護事業所 鹿本郡植木町大字滴水212	株式会社藤院	平成21年12月10日

熊本県告示第1111号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成21年12月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
安穏の里訪問介護事業所 鹿本郡植木町大字滴水212	株式会社藤院	平成21年12月10日

熊本県告示第1112号

熊本県漁業調整規則（昭和40年熊本県規則第18号の2）第8条第2項及び同規則第21条第3項において準用する同規則第8条第2項の規定により漁業の許可及び起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めたので、同規則第8条第3項及び同規則第21条第3項において準用する同規則第8条第3項の規定により公示する。

平成21年12月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 許可又は起業の認可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

漁業名称	漁業種類	操業区域
固定式刺し網漁業	建網漁業	天草海

2 申請期間

平成21年12月18日から平成21年12月24日まで

熊本県告示第1113号

平成22年3月23日から下益城郡城南町を廃し、その区域を熊本市に編入することに伴い、城南町の公平委員会の事務の委託を平成22年3月22日限り廃止する。

平成21年12月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県告示第1114号

平成22年3月23日から鹿本郡植木町を廃し、その区域を熊本市に編入することに伴い、植木町の公平委員会の事務の委託を平成22年3月22日限り廃止する。

平成21年12月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県告示第1115号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成21年12月18日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年12月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	玉名立花	玉名郡和水町板楠字柴中		11.2		やさ道

	線	2 5 7 2 番 1 地先から 同所 2 5 7 3 番 1 地先まで	前 後	～ 23.7 11.7 ～ 24.0	20.0 20.0	交 1 地 (交差 点改良)
一般県道	和仁山鹿 線	玉名郡和水町板楠字柴中 2 5 7 6 番 1 地先から 同所 2 5 7 8 番 4 地先まで	前 後	4.2 ～ 11.3 10.1 ～ 25.0	17.2 17.2	
一般県道	高沢一勝 地線	球磨郡球磨村大字神瀬丁字櫻 4 3 9 番 2 8 地先から 同所 4 3 9 番 3 6 地先まで	前 後	4.2 ～ 21.6 17.6 ～ 23.6	231.8 231.8	地基創 防災 (防災 工事)
		球磨郡球磨村大字神瀬丁字櫻 4 3 9 番 1 0 8 地先から 同所 4 3 9 番 1 0 9 地先まで	前 後	5.6 ～ 23.9 16.1 ～ 24.1	153.8 153.8	
		球磨郡球磨村大字渡丙字丸尾 1 7 0 4 番 7 9 地先から 同所 1 7 0 4 番 2 地先まで	前 後	11.0 ～ 23.6 13.3 ～ 42.2	187.7 187.7	

2 区域を変更する期日 平成 2 1 年 1 2 月 1 8 日

熊本県告示第 1 1 1 6 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 1 年 1 2 月 1 8 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 1 2 月 1 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	4 4 5 号	八代市泉町葉木 又 9 9 番地先から 同所 8 0 番 2 3 地先まで	600.0	地基創 改（改 築によ る拡幅）
主要地方道	熊本菊鹿線	菊池市泗水町南田島 5 2 9 番 1 地先から 同市泗水町田島 2 8 2 番 1 地先まで	321.5	地基創 改（改 築によ る拡幅）
一般県道	辛川鹿本線	菊池市七城町橋田 6 7 6 番 1 地先から 同所 6 9 4 番 2 地先まで	166.6	単道改 （改築 による 拡幅）

一般県道	大畑西線	球磨郡錦町大字西字花ノ木 2321番1地先から 同町大字西字川原田 1551番10地先まで	200.0	交安統 合（歩 道設置）
------	------	--	-------	--------------------

2 供用を開始する期日 平成21年12月18日

熊本県告示第1117号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成21年12月18日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年12月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	南小国波野線	阿蘇郡産山村大字田尻字中鳶巣 1490番2地先から 同所 1484番地先まで	83.0	単道改 (改築 に伴う 拡幅)

2 供用を開始する期日 平成21年12月18日

熊本県告示第1118号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により次のように保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年12月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 解除に係る保安林の所在場所 熊本県上天草市大矢野町中字君ヶ峠5179番1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県公告第1119号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

平成21年12月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
有限会社 マザー菜の花ヘルパーステーション 居宅介護・重度訪問介護	事業所の住所	八代市末広町3-3 シティーマンション602号	下益城郡城南町東阿高30-1 サニーサイド103号	平成21年11月25日

熊本県告示第1120号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として次のとおり指定したので、熊本県身体障害者福祉法施行細則（平成7年熊本県規則第16号）第2条第1項の規定により告示する。

平成21年12月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

診療科目	医師氏名	指定年月日	医療機関及びその所在地
外科	田中 真一郎	平成21年11月30日	社団法人 八代郡医師会 八代郡医師会立病院 八代郡氷川町今151番地1
脳神経外科	山本 恵三	平成21年11月30日	健康保険 人吉総合病院 人吉市老神町35番地
神経内科	松本 哲夫	平成21年11月30日	阿蘇温泉病院 阿蘇市内牧1153-1

熊本県告示第1121号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として次の医療機関を指定したので、同法第69条の規定により公示する。

平成21年12月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

医療機関名	所在地	担当すべき医療の種類	指定年月日
公立玉名中央病院	玉名市中1950番地	整形外科	平成21年11月26日
あおい調剤薬局	人吉市上青井町180番地23	調剤	平成21年11月26日
たらぎ調剤薬局	球磨郡多良木町大字多良木2905番地1	調剤	平成21年11月26日
さくら調剤薬局 臨港店	八代市大村町字溝口344-1	調剤	平成21年11月26日

熊本県告示第1122号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成21年12月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問看護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ライフケア訪問看護ステーション 玉名市滑石2305番地1	有限会社ライフケア	平成22年1月1日

熊本県告示第1123号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成21年12月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問看護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ライフケア訪問看護ステーション 玉名市滑石2305番地1	有限会社ライフケア	平成22年1月1日

熊本県告示第1124号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成21年12月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ライフケアデイサービスセンター	有限会社ライフケア	平成22年1月1日

玉名市滑石2307番地1

熊本県告示第1125号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成21年12月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ライフケアデイサービスセンター 玉名市滑石2307番地1	有限会社ライフケア	平成22年1月1日

熊本県告示第1126号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第32条第1項の規定により指定相談支援事業者を次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成21年12月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
清香園 相談支援事業所 宇城市松橋町竹崎1115番地の1	社会福祉法人 清香会 宇城市松橋町竹崎1115番地の1 山内 豊	平成22年 4月1日	4332700287	相談支援

熊本県告示第1127号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条の規定により特定旧法指定施設から指定の辞退があったので、同法第51条の規定により公示する。
平成21年12月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定辞退年月日	事業所番号	サービスの種類
熊本県身体障害者能力開発センター 熊本市長嶺南2丁目3番2号	社会福祉法人 熊本県社会福祉事業団 熊本市長嶺南2丁目3番2号 松岡 保行	平成22年 3月31日	4312440169	身体障害者更生施設

公 告

熊本県公告第666号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。
平成21年12月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニトリ熊本近見店
熊本市近見七丁目2283ほか
- 2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前

- 建物敷地西側 2 箇所
- 建物敷地東側 1 箇所
- 西側駐車場東側 2 箇所
- 西側駐車場北西側 2 箇所 計 7 箇所

変更後

- 建物敷地西側 2 箇所
- 建物敷地東側 1 箇所
- 西側駐車場東側 2 箇所
- 西側駐車場北西側 1 箇所 計 6 箇所

3 変更する年月日

平成 21 年 12 月 17 日

4 変更する理由

交通安全上の観点から、国道 3 号に面した駐車場出入口を 2 箇所から 1 箇所に変更するため

5 届出年月日

平成 21 年 12 月 7 日

6 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工政策課

平成 21 年 12 月 18 日から平成 22 年 4 月 18 日まで

熊本県公告第 667 号

県営羊角湾周辺二期地区（大ノ浦本郷工区）土地改良事業施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 21 年 12 月 18 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 縦覧の期間 平成 21 年 12 月 21 日から
平成 22 年 1 月 25 日まで

2 縦覧の場所 天草市役所

3 縦覧に供する書類の名称

- (1) 換地設計書
- (2) 各筆換地等明細書
- (3) 清算金明細書
- (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第 668 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 68 条第 4 項において準用する同法第 18 条第 16 項の規定により平成 21 年 11 月 10 日付けで解散を認可した菊水町土地改良区の清算人が次のとおり就任した旨の届出があったので、同法第 68 条第 4 項において準用する同法第 18 条第 17 項の規定により公告する。

平成 21 年 12 月 18 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

氏 名	住 所
前淵 治	玉名郡和水町用木 1 7 5 2 番地 3
水上 節雄	玉名郡和水町蜻浦 1 4 0 番地 3
益永 静守	玉名郡和水町瀬川 9 0 7 番地 2
坂本 直士	玉名郡和水町原口 1 2 5 0 番地
深草 了之	玉名郡和水町久井原 2 4 8 5 番地
松井 征剛	玉名郡和水町焼米 9 1 6 番地 2

熊本県公告第 669 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定により、平成 21 年度上半期の熊本県病院事業の業務の状況を次のとおり公表する。

平成 21 年 12 月 18 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

平成21年度 上期

熊本県病院事業
業務状況説明書

熊本県病院局

熊本県病院事業業務状況説明書

熊本県病院事業の平成 21 年度上期（平成 21 年 4 月 1 日から平成 21 年 9 月 30 日まで）における業務の状況は次のとおりである。

1 事業の概要

(1) 概況

常勤医師の不足のため、新規外来患者の受診を抑制するとともに、200床中50床を休止している。

このような状況の中、今期の外来患者は、延人数13,347人、1日平均89.6人で、前年度同期と比較すると、延人数1,801人、1日平均11.4人の減となっている。

また、入院患者は、延人数22,063人、1日平均120.6人、病床利用率80.4%で、前年度同期と比較すると、延人数277人、1日平均1.6人、病床利用率1%の増となっている。

(2) 患者の状況

① 外来患者の状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
延人数	2,308	2,089	2,255	2,349	2,151	2,195	13,347
1日平均	92.3	90.8	86.7	90.3	82.7	95.4	89.6

② 入院患者の状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
定床	150	150	150	150	150	150	
延人数	3,655	3,788	3,702	3,704	3,741	3,473	22,063
1日平均	121.8	122.2	123.4	119.5	120.7	115.8	120.6
利用率	81.2%	81.5%	82.3%	79.7%	80.5%	77.2%	80.4%

③ 入退院調

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
入院者数	19	20	22	25	21	24	131
退院者数	17	15	30	26	20	25	133
月末患者数	120	125	117	116	117	116	

④ 外来患者病名別調 (延人数)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	計	
統合失調症		1,033	938	1,015	1,074	958	960	5,978	
そううつ病		499	455	511	494	496	497	2,952	
脳器質性	認知症	アルツ型	24	19	27	22	22	19	133
		脳血管性							
		その他							0
	その他	12	13	11	12	11	14	73	
中毒性	アルコール	65	47	43	48	47	46	296	
	覚醒剤	1	1	3	4	1	4	14	
	その他	2	3	3	4	2	4	18	
その他の精神病		87	87	89	96	88	89	536	
精神遅滞		4	2	4	6	2	4	22	
人格障害								0	
神経症		191	185	194	180	177	174	1,101	
てんかん		16	16	21	26	18	17	114	
その他		374	323	334	383	329	367	2,110	
合計		2,308	2,089	2,255	2,349	2,151	2,195	13,347	

※延人数……患者それぞれの外来通院日数の合計

⑤ 入院患者病名別調 (延人数)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	計	
統合失調症		2,526	2,631	2,527	2,564	2,758	2,497	15,503	
そううつ病		578	561	509	587	509	450	3,194	
脳器質性	認知症	アルツ型			28	29			57
		脳血管性	25	7					32
		その他							0
	その他	60	62	60	69	31	30	312	
中毒性	アルコール	121	192	189	153	129	155	939	
	覚醒剤							0	
	その他	38	7		9	31	30	115	
その他の精神病		253	281	291	193	158	167	1,343	
精神遅滞		30	31	20	31	31	30	173	
人格障害								0	
神経症		24	16	78	69	94	114	395	
てんかん								0	
その他								0	
合計		3,655	3,788	3,702	3,704	3,741	3,473	22,063	

※延人数……患者それぞれの入院日数の合計

(3) 職員の状況

(単位：人)

職 種 別	H20.4.1現在*1	H21.4.1現在*1
医 師	3	5
医 療 技 術 職 員	11	10
看 護 師	56	56
准 看 護 師	1	1
事 務 職 員	16	16
技 能 労 務 職 員	3	2
計	90	90

2 経理の状況

(1) 損益計算書（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）

(単位：円)

医業収益	378,108,818	
医業費用	609,058,996	
当期営業損失		230,950,178
医業外収益	378,327,849	
医業外費用	56,761,814	
当期経常利益		90,615,857

*1 特別職である事業管理者1名を除く。

(2) 平成20年度決算の状況

① 損益計算書

(単位：円)

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

1	医業収益			
(1)	入院収益	604,160,647		
(2)	外来収益	155,930,483		
(3)	その他医業収益	<u>4,330,720</u>	764,421,850	
2	医業費用			
(1)	給与費	874,336,276		
(2)	材料費	88,526,368		
(3)	経費	219,213,255		
(4)	減価償却費	138,635,683		
(5)	資産減耗費	3,827,781		
(6)	研究研修費	<u>3,565,955</u>	<u>1,328,105,318</u>	
	営業損失			563,683,468
3	医業外収益			
(1)	受取利息	6,031,562		
(2)	一般会計負担金	706,913,000		
(3)	その他医業外収益	<u>4,777,750</u>	717,722,312	
4	医業外費用			
(1)	支払利息及び企業債取扱諸費	117,131,195		
(2)	雑損失	<u>0</u>	<u>117,131,195</u>	<u>600,591,117</u>
	経常利益			36,907,649
5	特別利益			
(1)	過年度損益修正益	<u>64,574</u>	64,574	
6	特別損失			
(1)	過年度損益修正損	<u>13,896,160</u>	<u>13,896,160</u>	<u>△ 13,831,586</u>
	当年度純利益			23,076,063
	前年度繰越欠損金			<u>928,280,844</u>
	当年度未処理欠損金			<u>905,204,781</u>

② 貸借対照表

(単位：円)

(平成21年3月31日)

資 産 の 部

1	固定資産			
(1)	有形固定資産			
イ	土地		283,278,583	
ロ	建物	4,921,614,022		
	減価償却累計額	<u>1,342,447,892</u>	3,579,166,130	
ハ	構築物	522,230,400		
	減価償却累計額	<u>278,254,312</u>	243,976,088	
ニ	器械備品	395,462,233		
	減価償却累計額	<u>300,078,632</u>	95,383,601	
ホ	車輛	18,043,050		
	減価償却累計額	<u>14,330,612</u>	3,712,438	
ヘ	建設仮勘定		<u>0</u>	
	有形固定資産合計			4,205,516,840
(2)	無形固定資産			
イ	電話加入権		<u>240,832</u>	
	無形固定資産合計			<u>240,832</u>
	固定資産合計			<u>4,205,757,672</u>
2	流動資産			
(1)	現金預金		1,858,425,435	
(2)	未収金		117,953,976	
(3)	貯蔵品		2,651,482	
(4)	その他流動資産		<u>0</u>	

流動資産合計			<u>1,979,030,893</u>
資産合計			<u><u>6,184,788,565</u></u>
	負 債 の 部		
3 固定負債			
(1) 退職給与引当金		120,940,193	
(2) 修繕引当金		<u>36,258,441</u>	
固定負債合計			157,198,634
4 流動負債			
(1) 未払金		89,382,143	
(2) 預り金		5,283,431	
(3) その他流動負債		<u>0</u>	
流動負債合計			<u>94,665,574</u>
負債合計			<u>251,864,208</u>
	資 本 の 部		
5 資本金			
(1) 自己資本金		2,089,986,924	
(2) 借入資本金			
イ 企業債	3,871,614,076		
借入資本金合計		<u>3,871,614,076</u>	
資本金合計			5,961,601,000
6 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	155,049,830		
ロ 補助金	384,417,000		
ハ その他資本剰余金	<u>165,042,000</u>		
資本剰余金合計			704,508,830
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	172,019,308		
ロ 当年度未処理欠損金	<u>905,204,781</u>		
利益剰余金合計		<u>△733,185,473</u>	
剰余金合計			<u>△28,676,643</u>
資本合計			<u>5,932,924,357</u>
負債資本合計			<u><u>6,184,788,565</u></u>

脚注 1. 退職給与引当金取り崩し額 32,059,807円

③ 剰余金計算書

(単位:円)

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

利 益 剰 余 金 の 部

I 減債積立金

1 前年度末残高	172,019,308	
2 前年度繰入額	0	
3 当年度処分額	<u>0</u>	
4 当年度末残高		172,019,308

II 利益積立金

1 前年度末残高	0	
2 前年度繰入額	0	
3 当年度処分額	<u>0</u>	
4 当年度末残高		0
積立金合計		<u><u>172,019,308</u></u>

III 欠損金

1 前年度未処理欠損金		928,280,844
2 前年度欠損金処理額		

(1) 利益積立金繰入額	0	
(2) 利益積立金以外の利益剰余金繰入額	0	
(3) 資本剰余金繰入額	0	0
繰越欠損金年度末残高		928,280,844
3 当年度純利益		23,076,063
当年度未処理欠損金		905,204,781

資 本 剰 余 金 の 部

I 受贈財産評価額		
1 前年度末残高	155,049,830	
2 前年度処分額	0	
3 当年度発生額	0	
4 当年度処分額	0	
5 当年度末残高		155,049,830
II 補助金		
1 前年度末残高	384,417,000	
2 前年度処分額	0	
3 当年度発生額	0	
4 当年度処分額	0	
5 当年度末残高		384,417,000
III その他資本剰余金		
1 前年度末残高	0	
2 前年度処分額	0	
3 当年度発生額	165,042,000	
4 当年度処分額	0	
5 当年度末残高		165,042,000
翌年度繰越資本剰余金		704,508,830

④ 欠 損 金 処 理 計 算 書 (単位:円)

1 当年度未処理欠損金		905,204,781
2 欠損金処理額		
(1) 利益積立金繰入額	0	
(2) 利益積立金以外の利益剰余金繰入額	0	
(3) 資本剰余金繰入額	0	0
3 翌年度繰越欠損金		905,204,781

3 平成21年度の経営方針

県立病院としての使命及び役割を果たしながら、安定的な経営基盤を確立するため、全職員が経営参加意識を持って業務の質の向上を目指す一方で、医業費用について、これまで以上に節減に取り組むとともに、医業収益の確保のために、病床利用率の向上等に努める。

また、限られた人材で医療の質を確保し向上させていくため、職員のスキルアップを図りながら、各セクション間の連携体制を充実させるとともに、医療の安心・安全対策に取り組む。

4 平成21年度6月補正後予算の概要

(1) 事業の予定量

病床数	150床		
入院患者	48,545人	(1日平均)	133人
外来患者	32,230人	(1日平均)	110人

注)平成20年4月1日から200床中50床を休床中。

(2) 収益的収入及び支出の予定

(単位：千円)

病院事業収益	1,590,370	医業収益	839,812
		医業外収益	750,558
病院事業費用	1,581,629	医業費用	1,469,181
		医業外費用	112,398
		予備費	50

(3) 資本的収入及び支出の予定

(単位：千円)

資本的収入	858	一般会計負担金	858
資本的支出	192,046	建設改良費	23,547
		企業債償還金	168,499

熊本県公告第670号

玉名市に事務所を置く玉名市土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。
平成21年12月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏名	住所
退任 理事	島津 勇典	玉名市山田1640番地

熊本県公告第671号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成21年12月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 宇城市豊野町糸石2765番地
- 2 築造者の氏名 白木照子
- 3 道路の位置 宇城市松橋町松橋字横原1422番10、同1422番13、同1422番14、同1422番15、同1422番16、同1422番18、1423番4、同1423番5及び里道の一部
- 4 道路の幅員 4.02メートルから4.05メートルまで
- 5 道路の延長 71.27メートル
- 6 指定年月日 平成21年12月7日
- 7 指定番号 熊本県指令宇城景建第27号

熊本県公告第672号

歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条の規定により、平成22年熊本県歯科技工士国家試験を次のとおり実施する。
平成21年12月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 試験期日
 - (1) 学説試験 平成22年2月23日（火）午前9時から午後4時まで
 - (2) 実地試験 平成22年2月24日（水）午前9時から午後4時まで
- 2 試験場所
 - (1) 学説試験 熊本県健康センター 熊本市東町四丁目11番1号
 - (2) 実地試験 熊本歯科技術専門学校 熊本市本荘三丁目1番6号
- 3 受験資格

次のいずれかに該当する者

 - (1) 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者又は平成22年3月31日までに卒業見込みの者
 - (2) 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者又は平成22年3月31日までに卒業見込みの者
 - (3) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
 - (4) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が（1）、（2）又は（3）に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- 4 試験科目
 - (1) 学説試験 歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学及び関係法規
 - (2) 実地試験 歯科技工実技
- 5 試験方法

学説試験は筆記により、実地試験は実技により行う。
- 6 受験願書の受付時間

平成22年1月12日（火）から同年1月19日（火）までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
なお、郵送の場合は、同年1月19日（火）の消印のあるものまで有効とする。
- 7 受験願書の提出先

熊本県健康福祉部医療政策総室
〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
- 8 提出書類
 - (1) 受験願書（別記第1号様式）
 - (2) 受験票（別記第2号様式）
 - ア 受験票に必要事項を記入し、所定の位置に写真（縦6センチメートル、横4センチメートルとし、出願前6か月以内に脱帽して正面から上半身を撮影したもので、本人と確認できるもの）を貼り付けること。
 - イ 受験番号欄には何も記入しないこと。
 - (3) 3の（1）又は（2）に該当する者には、卒業証明書又は卒業見込証明書
 - (4) 3の（3）に該当する者には、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類
 - (5) 3の（4）に該当する者には、外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類及び厚生

- 労働大臣の認定を受けたことを証する書類
- 9 受験手数料
- (1) 受験手数料は、36,000円とする。
 - (2) 県内居住者は、願書に36,000円に相当する額の熊本県収入証紙を貼り付けること。
 - (3) 県外居住者は、願書に36,000円の郵便小為替を添付し、又は現金書留で郵送すること。
 - (4) 一度納入した受験手数料は、返還しない。
- 10 口頭による個人情報の開示請求
- この試験結果の自己に関する個人情報については、次のとおり口頭による開示請求を行うことができる。
- (1) 開示を行う内容 総合得点及び科目別得点
 - (2) 開示を行う期間 合格発表の日から1週間
 - (3) 開示を行う場所 熊本県健康福祉部医療政策総室
- なお、本人であることを証明するため、受験票を持参する必要がある。
- 11 その他
- (1) 受験願書の受付を終わった者には、受験票を送付する。(受験票は試験当日必ず持って来ること。)
 - (2) 卒業見込証明書を添付して受験願書を提出した者は、平成22年3月15日(月)までに、卒業証明書を提出しなければならない。
 - (3) 試験場内での携帯電話の使用は、認めない。
 - (4) 合格発表は、平成22年3月23日(火)午後1時に熊本県庁行政棟本館1階ロビーに合格者の受験番号を掲示するとともに、熊本県ホームページに掲載する。また、合格者には合格証書を送付する。
 - (5) 試験に関する照会及び受験願書等の請求は、〒862-8570熊本市水前寺六丁目18番1号熊本県健康福祉部医療政策総室(電話096-333-2204)に行うこと。
なお、郵便で請求する場合は、A4判の書類が郵送できる封筒の表に「歯科技工士試験」と朱書きし、140円分の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封すること。